

# 再 評 価 書

事業名	水道施設整備事業	事業区分	北中勢水道用水供給事業	課 名	水道事業課
事業概要	工 期 (下段：前回)	平成5年～36年	全体事業費 (下段：前回)	91,962百万円	
		(平成5年～29年)		(負担率：国1/3：県(出資)1/3：起債他1/3) 96,088百万円	

## 事 業 目 的 及 び 内 容

### (1) 事業の目的

北中勢水道用水供給事業は、三重県北勢地域の3市4町（桑名市、四日市市、鈴鹿市、木曾岬町、川越町、朝日町、菰野町：以下、北勢系）を対象に、一日最大給水量131,300m<sup>3</sup>を、中勢地域の2市（津市、松阪市：以下、中勢系）を対象に、一日最大給水量81,416m<sup>3</sup>の供給を行ってきました。

これら受水市町から三重県に対して、さらなる将来の水需要を市町単独での水源開発で賄うことは困難であるとして、新規受水の申し込みがあったため、長良川河口堰を水源として北勢系（亀山市を加えた4市4町）に一日最大給水量47,600m<sup>3</sup>を、中勢系に一日最大給水量83,584m<sup>3</sup>を給水することを目的に事業を開始しました。

その後、平成20年に、北部広域圏広域的水道整備計画（平成19年変更）に基づいた事業縮小を経て、現在は、一日最大給水量北勢系18,000m<sup>3</sup>、中勢系58,800m<sup>3</sup>で全部給水を行っています。

### (2) 事業内容

長良川取水所、導水ポンプ所、播磨浄水場増設、大里浄水場築造、導水ポンプ所築造、  
導水管路布設L=90.7km、送水管路布設L=75.3km、導水ポンプ所築造、調整池築造、加圧ポンプ所築造

## 事 業 主 体 の 再 評 価 結 果

### 1 再評価を行った理由

前回再評価から7年が経過している事業であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第2条（3）に基づき再評価を行いました。

【参考】本再評価は、平成25年2月15日付けで、三重県知事から三重県企業庁長に対し、「今後の事業計画について受水市町及び関係機関との協議が整うまでの間、取水・導水施設整備着手を見合わせていただきますようお願いいたします。なお、取水・導水施設整備着手時期については、改めて通知いたします。」との通知を受け、平成25年度より休止していた事業を、平成27年7月2日付け通知により、着手時期が示されたことを受けて、平成27年度より事業を再開するにあたり、再評価を実施するものである。なお、前述のとおり平成25年度及び平成26年度においては、事業が休止していたことから前回再評価（平成20年度）からこの間に再評価は実施していない。

### 2 事業の進捗状況と今後の見込み

#### (1) 事業の進捗

- ①平成5年度 中勢系（長良川水系 83,584m<sup>3</sup>/日）事業採択、着手
- ②平成10年度 中勢系、一部給水開始（58,800m<sup>3</sup>/日）残事業を休止
- ③平成10年度 北勢系（長良川水系 47,600m<sup>3</sup>/日）事業採択、着手（北勢系と中勢系を事業統合）
- ④平成13年度 北勢系、一部給水開始（6,400m<sup>3</sup>/日）
- ⑤平成15年度 北勢系、全部給水開始時期を平成23年4月に延伸（再評価受審）
- ⑥平成19年度 北部広域圏広域的水道整備計画の変更（北勢系：18,000m<sup>3</sup>/日 中勢系：58,800m<sup>3</sup>/日）
- ⑦平成20年度 北部広域圏広域的水道整備計画に基づく規模縮小（再評価受審）
- ⑧平成21年度 北勢系 一部給水開始（13,400m<sup>3</sup>/日）
- ⑨平成23年度 北勢系 全部給水開始（18,000m<sup>3</sup>/日）
- ⑩平成24年度 平成25年2月15日付け通知により事業休止
- ⑪平成27年度 平成27年7月2日付け通知により事業再開

【現在の進捗率】（計画水量変更後の専用事業費ベース）

	全体事業費	執行済事業費	残事業費	進捗率
北勢系	21,058 百万円	16,991 百万円	4,067 百万円	80.7%
中勢系	70,904 百万円	37,281 百万円	33,623 百万円	52.6%

#### (2) 今後の見込み

- ①平成32～36年度 取水・導水・浄水施設を建設
- ②平成37年度 取水・導水・浄水施設供用開始

### 3 事業を巡る社会経済状況等の変化

#### 水需要への影響要因の動向

##### ①人口の動向

給水対象市町の人口は平成20年度をピークに微減傾向にあります。

##### ②水需要の動向

給水対象市町の水需要（一日最大給水量）は、節水型機器の普及、水使用行動の変化を受けて近年では微減傾向にあり、前回再評価時の推計値を下回る結果となっています。

（H30年度推計値 前回：484,221m<sup>3</sup>/日 今回：478,199m<sup>3</sup>/日）

##### ③湯水発生状況

近年、給水支障には至らないまでも、節水が実施されることもあり、受水市町からの、湯水時における安定給水への要望は変化することなく、水源の多重化が求められています。

### 4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

#### 4-1 費用対効果分析

全体計画を変更した平成20年度の再評価時には、6.39（B/C=8,117.8億円/1,270.2億円）でした。

今回の再評価に伴い行った費用対効果分析結果は、2.69（B/C=5,581.9億円/2,076.9億円）となり、前回再評価時よりも数値は低下するものの、依然として2.0を上回る大きな効果が得られました。

前回から便益（B）の減少は、前回再評価時にほぼ横ばいと推計された一日最大給水量が、今回推計の結果、減少傾向になったためです。

また、費用（C）の増加は、今回の事業期間の7年延伸により、算定期間が長くなったためです。

なお、費用対効果分析手法については、「水道事業の費用対効果分析マニュアル（平成23年7月改訂）」を使用しており、前回再評価時から費用の現在価値化の手法が一部変更されたため、過年度分の事業費及び便益がともに増加しています。

#### 4-2 地元意向

##### ①受水水道事業体の要望

平成24年11月に北勢系受水4市4町から、平成25年1月に中勢系受水2市から、それぞれ、取水・導水施設整備の延伸要望が提出されました。

この要望書は、受水市町として、「北中勢水道用水供給事業は水道水源の確保が厳しくなっている当地域においても、今後ますます重要な役割を担うもの」との認識を示した上で、受水市町の厳しい経営状況を考慮して水道事業経営への影響低減を要望するものです。

このことから、水源の確保や湯水対策等の安定化を各市町単独で行うことは困難であるため、北中勢水道用水供給事業の果たす役割の重要性に対する受水市町の認識が変わるものではなく、本事業の必要性は高いと考えられます。

なお、この延伸要望に関しては、環境生活部を主体として、受水市町と協議を進めた結果、市町それぞれに様々な課題はあるものの、7年延伸（平成32年度着工、平成37年度供用開始）することで市町水道事業の経営に及ぼす影響が最小限に抑えられることが確認されたため、今後、社会経済情勢、市町水道事業その他本事業を取り巻く状況に大きな変化が生じないことを前提に、取水・導水施設整備に係る延伸期間は7年間と判断されました。

##### ②住民等の要望

県では、水資源の確保と水道水の供給に関して、県民が安心して使用できる水を、安定的に供給するための今後の施策の参考とすることを目的に、「e-モニター(電子アンケート)」によるアンケートを実施しております。

平成26年1月の調査結果では、「水道に関して行政に求めるもの」として、「湯水や地震が発生したときのための水道水の確保」が約74.5%で、「安全でおいしい水道水の確保」の90.0%に続いて2位となっており、県民が水源の確保や貯水能力の増強を重要と考えているという結果となりました。

## 5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

### 5-1 コスト縮減

事業執行の精算により、事業費は、前回再評価時(96,088百万円)から、約41億円の縮小となっています。

残事業についても新技術の採用や施工方法の見直しを行うほか、質を維持しつつ経済性を追求した入札契約制度を検討するなど、コストの縮減を念頭においた円滑な事業の推進を図っていきたいと考えています。

### 5-2 代替案

①水源の見直し：受水市町において、他水源の確保が困難なために、長良川河口堰へ水源を求めたものであり、河口堰以外に安定した水源が存在しません。

②水道事業の統合：本事業は10市町を給水対象とし、広域的に整備を行うための水道用水供給事業です。

### 5-3 新技術の活用

新技術活用の可能性：高度浄水施設(活性炭処理)の導入をすでに採用しており、現時点では、本事業の基本計画に関わるような新技術の開発は確認されておりません。

ただし、個々の工事については、管路における耐震管の採用や、コスト縮減につながる新技術を積極的に採用していきます。

## 再評価の経緯

### H20委員会意見

「審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。ただし、経済的な効果を発現するよう今後の事業推進に努められたい。」

### 対応方針

今後は、合理的な水の利用と効率的な施設の運用を図るため、県と市町が連携し、広域的かつ計画的に水道整備を継続していきます。

## 事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点をふまえて再評価を行った結果、同綱第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。